

茨城県報 号外

昭和48年8月1日

水曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

規 則

(教 育 委 員 会)

●事務委任規則の一部改正	ページ
.....	1

訓 令

(教 育 長)

●事務専決規定の一部改正	2
--------------	-------	---

告 示

●道路区域の変更(道路維持課)	3
-----------------	-------	---

●道路の供用開始(//)	3
----------------	-------	---

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第10号

茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和48年8月1日

茨城県教育委員会委員長 須 藤 敬

茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第19号中「500万円」を「2,000万円」に、「に係るものについては5,000万円, 工事用原材料の購入に係るものについては2,000万円)」を「並びに工事用原材料の購入に係るものについては7,000万円)」に改め, 同条第20号中「500万円」を「5,000万円」に改める。

付 則

この規則は, 昭和48年8月1日から施行する。

訓 令

(教 育 長)

茨城県教育委員会教育長訓令第7号

茨城県教育庁事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和48年8月1日

茨城県教育委員会教育長 山 本 満 男

茨城県教育庁事務専決規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁事務専決規程(昭和40年茨城県教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育次長の専決事項の表第9項中「200万円以上500万円」を「500万円以上2,000万円」に改め、第10項中「5万円」を「20万円」に改め、第11項中「200万円以上500万円」を「1,000万円以上5,000万円」に改め、第12項中「50万円以上200万円」を「200万円以上1,000万円」に改め、第13項中「200万円以上500万円」を「500万円以上2,000万円」に改め、第15項中「300万円」を「2,000万円」に改め、第16項、第17項及び第18項中「50万円以上200万円」を「200万円以上1,000万円」に改め、第19項中「10万円」を「20万円」に改め、第20項中「10万円」を「50万円」に改め、第21項中「200万円」を「1,000万円」に改め、第22項中「50万円」を「200万円」に改め、第23項中「100万円以上300万円」を「200万円以上1,000万円」に改め、第24項中「10万円」を「500万円」に改め、第25項中「10万円」を「20万円」に改める。

別表第2課長の共通的専決事項の表第12項中「200万円」を「500万円」に改め、第13項中「5万円」を「20万円」に改め、第14項中「200万円」を「1,000万円」に改め、第15項中「50万円」を「200万円」に改める。

同表第15項の次に次の1項を加える。

15の2 茨城県財務規則(昭和44年茨城県規則第12号)第58条第2項各号に掲げるものの予算の執行

同表第16項中「前4項」を「前5項」に、「200万円」を「500万円」に改め、第20項中「300万円」を「2,000万円」に改め、第21項、第22項及び第23項中「50万円」を「200万円」に改め、第24項中「10万円」を「20万円」に改め、第25項中「10万円」を「50万円」に改め、第26項中「200万円」を「1,000万円」に改め、第27項中「50万円」を「200万円」に改め、第29項中「100万円」を「200万円」に改め、第30項中「10万円」を「500万円」に改め、第31項中「10万円」を「20万円」に改める。

付 則

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第790号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和48年8月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年8月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 成田小見川鹿島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡神栖町大字息栖 千葉県界から	旧	メートル 最大 4.5	メートル 1,677.0	
		最小 3.6		
鹿島郡神栖町大字息栖字中妻 2509番まで	新	最大 25.0	1,860	
		最小 4.5		

茨城県告示第791号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和48年8月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年8月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 成田小見川鹿島港線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖町大字息栖 千葉県界から
鹿島郡神栖町大字息栖字中妻2509番まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年8月1日

県政の総覧 …… 県民の六法

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
休日の場合は繰り下ぐ（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所